

業種一覧表（日本標準産業分類）

大分類	中分類	大分類	中分類	大分類	中分類	
農業・林業	農業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	不動産業、物品賃貸業	不動産取引業	
	林業		ガス業		不動産賃貸業・管理業	
漁業	漁業（水産養殖業を除く）		熱供給業		物品賃貸業	学術・開発研究機関
	水産養殖業		水道業			
鉱業・採石業・砂利採取業	鉱業・採石業・砂利採取業	情報通信業	通信業	学術研究・専門・技術サービス業	専門サービス業（他に分類されないもの）	
建設業	総合工事業		放送業		技術サービス業	広告業
	職別工事業（設備工事業を除く）		情報サービス業	技術サービス業（他に分類されないもの）		
	設備工事業		インターネット付随サービス業	宿泊業・飲食サービス業	宿泊業	
製造業	食料品製造業	映像・音声・文字情報制作業	生活関連サービス業・娯楽業		飲食店	
	飲料・たばこ・飼料製造業	鉄道業		教育、学習支援業	持ち帰り・配達飲食サービス業	
	繊維工業	道路旅客運送業	医療、福祉		洗濯・理容・美容・浴場業	
	木材・木製品製造業（家具を除く）	道路貨物運送業		複合サービス事業	その他の生活関連サービス業	
	家具・装備品製造業	水運業	サービス業（他に分類されないもの）		娯楽業	
	パルプ・紙・紙加工品製造業	航空運輸業		公務（他に分類されるものを除く）	学校教育	
	印刷・同関連業	倉庫業	分類不能の産業		その他の教育、学習支援業	
	化学工業	運輸に附帯するサービス業		公務（他に分類されるものを除く）	医療業	
	石油製品・石炭製品製造業	郵便業（信書便事業を含む）	分類不能の産業		保健衛生	
	プラスチック製品製造業	各種商品卸売業		分類不能の産業	社会保険・社会福祉・介護事業	
	ゴム製品製造業	繊維・衣服等卸売業	分類不能の産業		郵便局	
	なめし革・同製品・毛皮製造業	飲食料品卸売業		分類不能の産業	協同組合（他に分類されないもの）	
	窯業・土石製品製造業	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	分類不能の産業		廃棄物処理業	
	鉄鋼業	機械器具卸売業		分類不能の産業	自動車整備業	
	非鉄金属製造業	その他の卸売業	分類不能の産業		機械等修理業	
	金属製品製造業	各種商品小売業		分類不能の産業	職業紹介・労働者派遣業	
はん用機械器具製造業	織物・衣服・身の回り品小売業	分類不能の産業	その他の事業サービス業			
生産用機械器具製造業	飲食料品小売業		分類不能の産業	政治・経済・文化団体		
業務用機械器具製造業	機械器具小売業	分類不能の産業		宗教		
電子部品・デバイス・電子回路製造業	その他の小売業		分類不能の産業	その他のサービス業		
電気機械器具製造業	無店舗小売業	分類不能の産業		外国公務		
情報通信機械器具製造業	銀行業		分類不能の産業	国家公務		
輸送用機械器具製造業	協同組織金融業	分類不能の産業		地方公務		
その他の製造業	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関		分類不能の産業	分類不能の産業		
	金融商品取引業、商品先物取引業					
	補助的金融業等					
	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）					

水質汚濁防止法等に基づく特定施設番号・種類

平成29年5月11日現在

代表特定施設番号	特定施設名または業種名
1	鉱業または水洗炭業
01の2	畜産農業またはサービス業(豚房50m ² 以上、牛房200m ² 以上、馬房500m ² 以上)
01の2 (湖)指定1	【湖沼法】畜産農業またはサービス業(豚房40m ² 以上50m ² 未満、牛房160m ² 以上200m ² 未満、馬房400m ² 以上500m ² 未満)および鯉の養殖施設(500m ² 以上)
2	畜産食料品製造業
3	水産食料品製造業
4	野菜または果実を原料とする保存食料品製造業
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業
6	小麦粉製造業
7	砂糖製造業
8	パンもしくは菓子の製造業または製あん業
9	米菓製造業またはこうじ製造業
10	飲料製造業
11	動物系飼料または有機質肥料の製造業
12	動植物油脂製造業
13	イースト製造業
14	でん粉または化工でん粉の製造業
15	ぶどう糖または水あめの製造業
16	麺類製造業
17	豆腐または煮豆の製造業
18	インスタントコーヒー製造業
18の2	冷凍調理食品製造業
18の3	たばこ製造業
19	紡績業または繊維製品の製造業もしくは加工業
20	洗毛業
21	化学繊維製造業
21の2	一般製材業または木材チップ製造業
21の3	合板製造業
21の4	パーティクルボード製造業
22	木材薬品処理業
23	パルプ、紙または紙工品の製造業
23の2	新聞業、出版業、印刷業または製版業(一部【公防例】)
24	化学肥料製造業
25	水銀電解法によるか性ソーダまたはか性カリ製造業
26	無機顔料製造業
27	無機化学工業製品製造業(25、26以外)
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業
29	コールタール製品製造業
30	発酵工業(5、10、13以外)
31	メタン誘導品製造業
32	有機顔料または合成染料製造業
33	合成樹脂製造業
34	合成ゴム製造業
35	有機ゴム薬品製造業
36	合成洗剤製造業
37	石油化学工業(31～36以外)
38	石けん製造業
38の2	界面活性剤製造業
39	硬化油製造業
40	脂肪酸製造業
41	香料製造業
42	ゼラチンまたはにかわ製造業
43	写真感光材料製造業
44	天然樹脂製品製造業
45	木材化学工業
46	有機化学工業製品製造業(28～45を除く)
47	医薬品製造業
48	火薬製造業
49	農薬製造業

50	有害物質を含有する試薬の製造業
51	石油精製業
51の2	自動車用タイヤもしくは自動車用チューブ製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業、更生タイヤ製造業またはゴム板製造業
51の3	医療用もしくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業またはゴムバンド製造業
52	皮革製造業
53	ガラスまたはガラス製品の製造業
54	セメント製品製造業
55	生コンクリート製造業
56	有機質砂かべ材製造業
57	人造黒鉛電極製造業
58	窯業原料の精製業(うわ薬原料を含む)
59	砕石業
60	砂利採取業
61	鉄鋼業
62	非鉄金属製造業
63	金属製品製造業または機械器具製造業(武器製造を含む)
63の2	空きびん卸売業
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業またはコークス製造業
64の2	水道施設、工業用水道施設、自家用工業用水道(1万m ³ /日以上)
65	酸またはアルカリによる表面処理施設
66	電気めつき施設
66の2	エチレンオキサイドまたは1,4-ジオキサンの混合施設(前各項を除く)
66の3	旅館業(下宿を除く)
66の4	共同調理場(500m ² 以上)
66の4(公)	【公防例】共同調理場(160m ² 以上500m ² 未満)
66の5	弁当仕出屋または弁当製造業(360m ² 以上)
66の5(公)	【公防例】弁当仕出屋、弁当製造業(120m ² 以上360m ² 未満)
66の6	飲食店(66の7、66の8を除く)(420m ² 以上)
66の6(公)	【公防例】飲食店(66の7、66の8を除く)(100m ² 以上420m ² 未満)
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(630m ² 以上)
66の7(公)	【公防例】そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(150m ² 以上630m ² 未満)
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、または客にダンスをさせるもの(1500m ² 以上)
66の8(公)	【公防例】料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、または客にダンスをさせるもの(360m ² 以上1500m ² 未満)
67	洗濯業
68	写真現像業
68の2	病院(300床以上)
68の2(湖みなし1)	【湖沼法】病院(120床以上300床未満)
68の2(公)	【公防例】病院(20床以上120床未満)
69	と畜業または死亡獣畜取扱業
69の2	中央卸売市場(水産物に係るものに限る)
69の3	地方卸売市場(水産物に限る。1000m ² 以上)
69の3(公)	【公防例】地方卸売市場(1000m ² 未満)
70	廃油処理施設
70の2	自動車分解整備事業(屋内作業場の総面積800m ² 以上)
70の2(公)	【公防例】自動車分解整備事業(屋内作業場の総面積650m ² 以上800m ² 未満)
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査、専門教育を行う事業場で付表に定めるもの
71の3	一般廃棄物処理施設
71の4	産業廃棄物処理施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンまたはジクロロメタンによる洗浄施設
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンまたはジクロロメタンの蒸留施設
72	し尿浄化槽(501人以上)
721	し尿処理施設

72(湖) みなし2	【湖沼法】し尿浄化槽(201人以上500以下)
72(公)	【公防例】し尿浄化槽(51人以上200人以下)
73	下水道終末処理施設
74	特定施設を設置する工場等から排出される水(公共用水域以外)の処理施設
75	【公防例】廃ガス洗浄施設(23~63を除く)
76	【公防例】湿式集じん施設(24~62を除く)
77	【公防例】脱脂施設(65以外)
78	【公防例】プラスチック製品製造業
80	【公防例】化学工業
81	【公防例】研究、試験、検査を行う事業場に設置される理化学実験検査施設等(68の2、71の2を除く)
82	【公防例】旅館業法に基づく下宿(定員が100人以上)

湖沼法:湖沼水質保全特別措置法

公防例:滋賀県公害防止条例

大気汚染防止法等に基づくばい煙発生施設番号・種類

番号		施設の種類
法	条例	
H01	-	ボイラー
H01-2	-	小型ボイラー
H02	-	水性ガス等発生用ガス発生炉および加熱炉
H03	-	金属の精錬等用焙焼炉、焼結炉およびか焼炉
H04	J01	金属精錬等用溶鉱炉、転炉および平炉
-	J02	金属精錬用溶鉱炉、転炉および平炉
H05	-	金属精製等用溶解炉
H06	-	金属鍛造等用加熱炉
H07	-	石油製品等製造用加熱炉
H08	-	石油精製用流動接触分解装置のうち触媒再生塔
H08の2	-	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉
H09	J03	窯業製品製造用焼成炉および溶融炉
-	J04	電気用陶磁器製造用焼成炉
H10	-	無機化学工業品等製造用反応炉および直火炉
H11	J05	乾燥炉
-	J06	乾燥炉
H12	-	製銑等製造用電気炉
H13	-	廃棄物焼却炉
H14	J07	銅等精錬用焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉および乾燥炉
H15	J08	カドミウム系顔料等製造用乾燥施設
H16	J09	塩素化エチレンの製造用塩素急速冷却施設
H17	J10	塩化第2鉄製造用溶解槽
H18	J11	活性炭製造用反応炉
H19	J12	化学製品製造用塩素反応施設、塩化水素反応施設および塩化水素吸収施設
H20	J13	アルミニウムの製錬用電解炉
H21	J14	燐肥料等製造用反応施設、濃縮施設、焼成炉および溶解炉
H22	J15	弗酸製造用凝縮施設、吸収施設および蒸留施設
H23	J16	トリポリリン酸ナトリウム製造用反応施設、乾燥炉および焼成炉
H24	J17	鉛の第2次精錬等用溶解炉
H25	J18	鉛蓄電池製造用溶解炉
H26	J19	鉛系顔料製造用溶解炉、反射炉、反応炉および乾燥施設
H27	-	硝酸製造用吸収施設、漂白施設および濃縮施設
H28	-	コークス炉
H29	-	ガスタービン
H30	-	ディーゼル機関
H31	-	ガス機関
H32	-	ガソリン機関
-	J20	金属鑄造用鑄造型施設
-	J21	フェノール樹脂製品製造用反応施設および乾燥施設
-	J22	塗料等製造用混合施設

騒音規制法にかかる特定施設一覧

施設名		規模		
		原動機出力	能力	
1. 金属加工機械	イ 圧延機械	合計22.5kW以上		
	ロ 製管機械	すべて		
	ハ ベンディングマシン(ロール式のものに限る)	3.75kW以上		
	ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く)	すべて		
	ホ 機械プレス		呼び加圧能力294kN以上	
	ヘ せん断機	3.75kW以上		
	ト 鍛造機	すべて		
	チ ワイヤフォーミングマシン	すべて		
	リ プラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式ものを除く)	すべて		
	ヌ タンブラー	すべて		
	ル 切断機(といしを用いるものに限る)	すべて		
2. 空気圧縮機及び送風機		7.5kW以上		
3. 土石用又は鉱物用の施設	破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	7.5kW以上		
4. 織機(原動機を用いるものに限る)		すべて		
5. 建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く)		混練機の混練容量0.45m ³ 以上	
	ロ アスファルトプラント		混練機の混練重量200kg以上	
6. 穀物用製粉機(ロール式のものに限る)		7.5kW以上		
7. 木材加工機械	イ ドラムパーカー	すべて		
	ロ チッパー	2.25kW以上		
	ハ 碎木機	すべて		
	ニ 帯のご盤	製材用	15kW以上	
		木工用	2.25kW以上	
	ホ 丸のご盤	製材用	15kW以上	
		木工用	2.25kW以上	
ヘ かな盤	2.25kW以上			
8. 抄紙機		すべて		
9. 印刷機械(原動機を用いるものに限る)		すべて		
10. 合成樹脂用射出成形機		すべて		
11. 鋳造型機(ジョルト式のものに限る)		すべて		

振動規制法にかかる特定施設一覧

施設名		規模
		原動機出力
1. 金属加工機械	イ 液圧プレス(矯正プレスを除く)	すべて
	ロ 機械プレス	すべて
	ハ せん断機	1kW以上
	ニ 鍛造機	すべて
	ホ ワイヤフォーマリングマシン	37.5kW以上
2. 圧縮機		7.5kW以上
3. 土石用又は鉱物用の施設	破碎機, 摩砕機, ふるい及び分級機	7.5kW以上
4. 織機(原動機を用いるものに限る)		すべて
5. コンクリートブロックマシン並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	コンクリートブロックマシン	2.95kW以上
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	10kW以上
6. 木材加工機械	イ ドラムバーカー	すべて
	ロ チッパー	2.2kW以上
7. 印刷機械		2.2kW以上
8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもの)		30kW以上
9. 合成樹脂用射出成形機		すべて
10. 鋳造型機(ジヨルト式のものに限る)		すべて

産業廃棄物一覧表

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残渣物、その他の焼却かす
	2 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイドかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥など
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む。)など、固形状液状全ての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	ハンダかす、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切屑くずなど
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず(板ガラス等)、耐火レンガくず、タイル・陶磁器くずなど、石膏ボード、コンクリート製品の製造工程からのコンクリートくず
	10 鉱さい	高炉、平炉、電気炉等溶解炉かす、鋳物廃砂、ボタ、不良石灰、粉炭かすなど
	11 がれき類	工作物の除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトコンクリート製品、その他これに類する不要物
	12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)②パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業に係るもの③PCBが塗布され、又は染み込んだもの
	14 木くず	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)②木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業に係るもの③PCBが染み込んだもの
	15 繊維くず (天然繊維くずのみ)	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)②繊維工業(衣服、その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの③PCBが染み込んだもの④羊毛くず等の天然繊維くず
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
	17 動物系固形不要物	と畜場でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
20 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		